

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	令和6年5月24日
岩手県知事 殿	提出者 住所 岩手県八幡平市松尾寄木第13地割142番地1 氏名 株式会社 高橋板金 代表取締役 高橋 和夫 (法人にあつては、名称及び代表者 電話番号 0195-78-2174
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	株式会社高橋板金
事業場の所在地	岩手県八幡平市松尾寄木第13地割142番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

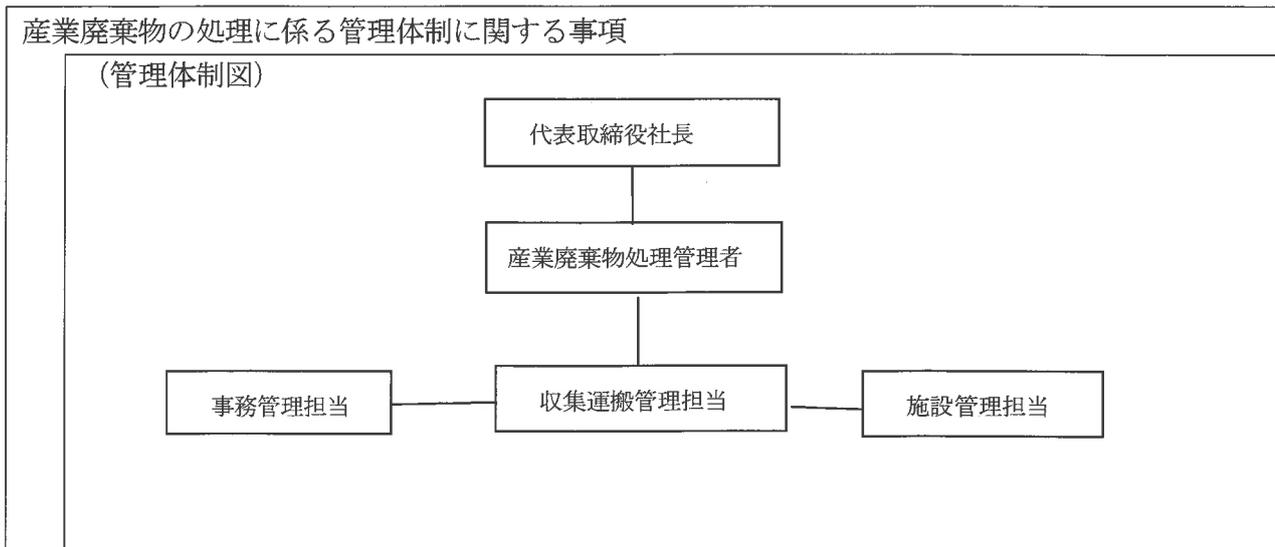
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	前年度売上約3億円
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	① 木くず → 委託処理 (破碎100%) ② 紙くず → 委託処理 (破碎100%) ③ ガラス類 → 委託処理 (埋立70% 破碎30%) ④ 繊維くず → 委託処理 (焼却100%) ⑤ がれき類 → 委託処理 (破碎98% 埋立2%) ⑥ 廃プラスチック → 委託処理 (破碎100%) ⑦ 金属くず → 委託処理 (有価物) ⑧ 混合 → 委託処理 (選別破碎100%) ⑨ 燃え殻、石綿含有 → 委託処理 (埋立100%)



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 5年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラ	がれき類	ガラス陶磁器	混合	石綿含有	
	排出量	169.89t	2.69t	25.75t	10.7t	1318.79t	113.7t	13.56t	4.3t	
	(これまでに実施した取組) 雨・雪などで質量が増さないようにシートを被せている。									
② 計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラ	がれき類	ガラス陶磁器	混合	石綿含有	
	排出量	160t	2t	25t	10t	1300t	110t	13t	4t	
	(今後実施する予定の取組) 雨・雪などで質量が増さないようにする。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属は分別し、有価物としている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他種類が付着している廃棄物は、出来る限り分けていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（ 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
	(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
	(今後実施する予定の取組)								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
① 現状	【前年度（ 5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラ	がれき類	ガラス陶磁器	混合	石綿含有
	全処理委託量	169.89t	2.69t	25.75t	10.7t	1318.79t	113.7t	13.56t	4.3t
	優良認定処理業者への処理委託量	147.9t	0.03t	25.75t		1143.24t	98.1t	0.03t	4.3t
	再生利用業者への処理委託量	161.12t			10.7t	1318.79t	11.19t	13.56t	
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(これまでに実施した取組)								
再生可能な廃棄物は、その処分業者へ委託している。									

②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類				木くず	紙くず	繊維くず	廃プラ	がれき類	ガラス陶磁器	混合	石綿含有
	全処理委託量				160 t	2t	25t	10t	1300t	110t	13t	4t
	優良認定処理業者への 処理委託量				150t	1t	25t		1300t	95t		4t
	再生利用業者への 処理委託量				140t	2t		10t	1300t	15t	13t	
	認定熱回収業者への 処理委託量											
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量											
(今後実施する予定の取組)												
再生可能な廃棄物は、その処分業者へ委託する。												
※事務処理欄												

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。